

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十号

昭和四十二年六月十四日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 嶋田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 中村 重光君

理事 稻村左近四郎君

理事 小笠 公韶君

理事 神田 博君

理事 齋藤 憲三君

理事 白濱 仁吉君

理事 古屋 亨君

理事 築輪 登君

理事 岡田 利春君

理事 多賀谷眞穂君

理事 平岡忠次郎君

理事 塚本 三郎君

理事 近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業政務次

官

中小企業庁長官

委員外の出席者

大蔵省銀行局中

小金融課長

中小企業信用保

險公庫総裁

中小企業信用保

險公庫理事

菅 博太郎君

六月十四日

委員田中六助君及び武藤嘉文君辞任につき、そ

第一類第九号

商工委員会議録第二十号

昭和四十二年六月十四日

の補欠として箕輪登君及び古屋亨君が議長の指名で委員に選任された。

委員古屋亨君及び箕輪登君辞任につき、その補欠として武藤嘉文君及び田中六助君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。吉田泰造君。

○吉田(泰)委員 私は、昨日中村委員から信用保証制度について細部にわたる質問がございましたので、きょうは重複をできるだけ避けさせていただきます。なお残されております問題について数点質問をいたしたいと思います。

私は、この信用保証制度は、今後ますます中小企業金融を拡大推進するためにその果たす役割りは非常に大きなものがあると思えます。ところが、私の受けまます気持ちは、また一般中小企業者のこの信用保証制度に対する気持ちは、他の中小企業施策と違ひまして、何か非常に消極的な、こ

とばかりいへん適當でないかもしれせんけれども、何かうしろめたいような気持ちというか、そういう雰囲気一般の利用なさる中小企業者に与えておるのではないかと思ふのでございます。したがって、中小企業者が保証協会の門をくぐることに何か非常に消極的になつてはしまいか。たとえば特別小口保険が設けられたその際にも、私

速記録を見てみましたところが、この商工委員会では天涯孤児というようなことが議論で一つ話題になつたようでございます。それで私は、中小企業者に何かしら非常に消極的な気分を与え

る、現在のあり方だぜなこういうような雰囲気であるのか、中小企業者あるいは小規模事業者こそが日本経済の底辺をささえるほんとうに基盤である、その存在意義を積極的に評価することに

よつて、小規模事業者の不利な条件を当然の国の施策としてなくしていくという姿勢とPRが必要ではないかと思ふのでございます。

そこで政府に伺いますが、この表現は前に申し上げますように非常に適當でないかもしれせんが、何か暗い消極的な雰囲気の影響をなくするため、またこのなくすることこそ信用保証制度

発展のための不可欠の条件であると思ひますが、政府並びに保証協会はいかなる努力をもつてまず

こういう雰囲気なくそうとなさるか、そのことについて冒頭お尋ね申し上げたいと思ひます。

○菅野國務大臣 ただいま吉田委員の言わんとするところは大体想像ができるのでありまして、やはり借り手というものは弱みを持つておる、これは昔からの日本の伝統といつてもいいくらいのもので、吉田さん自身はそういう体験があるかないかわかりませんが、われわれ質屋に行く場合や

りこそそそ入りしておつた体験を持つておるのであります。そのムードがやはり一般の借り手にあると思ひます。普通の銀行に借り行く場合でも、そういう堂々たる事業でありますけれども、銀行に対して事業者が弱いという考え方があ

る。これは私から言つて、金融機関が主導権を持つておるときには産業というものは発展しないという考え方で、むしろ産業人が金融機関をリードするようにならなければならぬといふことをかねがね私は言つておるのでありまして、

いまの信用保証協会へ出入りする人も、おそらく自分自身は、弱みという用語があるが、やはり消極的な態度を持つ気分におのづからなつておるのじゃないかと思ひますが、しかし本人が健全な経営をしておるのであれば、これは堂々と信用保証協会へ行つて、ひとつ保証してくださといふことを本人がはっきりして臨んでしかるべきじゃないか、こう思ふのでありまして、また、信用保証協会も、経営が健全であれば、これを尊重してその人に保証するといふことをやるべきだと思ふのでありまして、いまお尋ねの件は、保証協会自体にも、また保証をしてもらつたといふ中小企業者自身にも、双方ともにひとつ考え方を改めてもら

いたいといふ考えを私はしております。

○吉田(泰)委員 信用保証制度の趣旨、これは普通の民間金融機関ではどうも物的担保並びに人的担保の面から融資しかねるという中小企業者に対して、それでは協会がかつて、すなわち国がかつて保証してあげましようという制度であると思ひます。ところがその保証協会が、今度の改正によりまして、普通保険につきましては物的担保を要求しております。これは本来の姿からいいますと、どうしてもおかしいのではないかと

たとへばきのう協会の方で出席なさいましたところの河村常務理事の、基本的にすべて無担保で勝負するのが本来の姿であり、そのためだけに今後努力したいという発言がある座談会の記事で載つております。そこでお伺ひいたしますが、政府は、本来保証制度は無担保であるべきだといふことに理論的に賛成なさいますのか、それともまた、理論的にこの意見は、たとえば金額が、限度額が大きいから普通保険の場合担保を要求するのだという考え方でおられるのか、この点についてお伺ひいたします。

○影山政府委員 理論的あるいは理想的には、や

はり信用保証協会が相手としているところの中小企業者、担保力、信用力のない人たちに信用力をつけてあげることができている。担保を徴求しないというところが理想的であろうかと思うわけですが、ただ先生御承知のように、信用保証協会はそれぞれ独立採算制をとっておりまして、その理想的なところまでなかなかいけないわけですが、中小企業の中でも小規模事業対策等を頭に置きました特別小口保証制度につきましては、担保力も、それから保証金もとらない、あるいは無担保保証制度につきましては担保をとらないという制度もあわせてとっております。

それから保証協会の実際の担保の徴求状況を見ますと、件数構成比で大体一九％程度担保を徴求しております。それから金額構成比では三八％というふうなことであります。実際に担保を徴求しても、やはりあまり担保を徴求していないというふうな考えられるわけでございます。

○吉田(義)委員 いま長官の御答弁のように、本来の姿、金額のパーセンテージ、あるいはまた申し込みのパーセンテージをお答えをいただいたのでございますが、無担保が望ましいとするならば、そのぐらいしか割合が占めてないところの担保金融を政府の力で担保を要らないようにするような検討の余地があるのか、あるいはないのか、この点について再度伺いたいと思います。

○影山政府委員 その方向で逐次実施に移しておるわけでございますが、御承知の、先ほど御答弁申し上げました無担保保証というふうなものも昨年から実施をしておるわけでございます。逐次これはそういう方向で努力してまいりたいと思っております。

○吉田(義)委員 きょうも中村委員の質問の中で論ぜられておったのでありますが、保証協会の格差問題につきまして、なお数点御質問をいたしたいと思っております。

現在全国に五十一の保証協会がありますが、その保証率、最高の山梨、鳥取のように四厘六毛で

すか、あるいは最低の群馬県の場合三厘のところもありますが、保証制度が政府の中小企業政策の一環であるからには、全国いかなる中小企業者も同じ条件でなければならぬはずであると思っております。他の施策は大体そのようになっておる。ところが、まあ独立採算制であるということでございますが、まあ、国の力で運営が行なわれているこの保証制度がそうならないというのはどういうことか。この原因が何であるか、また、この格差の欠陥をどういうところで是正しようとするのか、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○影山政府委員 先生の御指摘のように、保証料につきまして協会の間で格差があるというところは事実でございますが、これは従来からの歴史的な経緯でございます。それから信用保証協会の独立採算制、あるいは従来は非常に信用保証協会の自主性を尊重しなければいけないということが強調されておりました点もございまして、まあ、まことになっております点があるわけでございますが、政府といたしましては、この格差を逐次是正するというこの努力をいたしてきたわけでございまして、この一年間におきましても相当の実績をあげてきておるわけでございます。当初は高いところは六厘くらいなところもあつたわけでございまして、それを逐次是正をしてくる。その是正の方法といたしましては、一つは保険料の引き下げでございます。それから第二番目には、融資金の配分、それによりまして高いところをねらい撃ちにしていきたいというところでございまして。現在さしあたりの格差は正の目標は、先生いまおっしゃいましたように、四厘六毛から三厘の間があるわけでございますが、四厘超のところは三十協会、四厘以下が二十一協会、大体四厘程度のところまで四厘超のところを引き下げていきたいという目標のもとに、私どもは指導いたしておるような次第でございます。

○吉田(義)委員 保証料を引き下げまして、またその平準化する方法としていろいろ考えられると思うのです。たとえばその手段として使えるのは、第一に、資金の不足している地方公共団体に

出資金の拡大を促す。第二には、公庫の融資金を拡大する、また融資利率、保険料を引き下げる、こういうことで方法としてはいろいろあると思うのです。

そこでお伺いいたしますが、きのうの公庫の説明では、公庫の融資金の算定基準は実績主義であるというふうなことで述べられております。私は、実績主義でいきますと地方公共団体の出資金の少ないところには融資を少なくするということでは、何か非常に懲罰的な感じを受けるのでございまして、これは少なくとも間違っているのではないかと。公庫の融資はあくまでも協会の平準化、均一化のために使うべきであつて、すなわち保証料の高いところには逆になるべく融資を増大してやる、出資金の少ないところは別途の行政指導でこれを是正するのが正しいと考えますが、公庫並びに長官のこれに対する御見解をお伺いいたします。

○影山政府委員 原則として、融資金を配分いたします場合には実績主義をとっておるわけでございまして、それによりましてむしろ府県等の出金その他の援助を誘導しようというところを考へております。また計画だけをとりましますという、あと実績でまた調整をしなければいけないということになりまして、原則としては実績主義をとりたいと考えておるわけでございまして、ただ、保証料の引き下げにつきましては、これは高いところをねらい撃ちにいたしまして、その保証料の引き下げの計画にのびまして融資金の配分をいたしていくというふうなことにいたしておるような次第でございます。

○吉田(義)委員 私は協会のこの平準化、利率の違いをならすために、もっと政府も協会も努力をする余地があると思うのでございまして。公庫はこれまで三百三十三億円を融資し、今年度新たに九十五億の融資を決定いたしております。その融資の利率は永年固定した利率でございまして、すべての協会一律にその利率を二・五％としており

ます。私は保証料の高い協会に対してはこの利率を二・五％より下げることによつて、この格差解消の努力をすべきではなからうかと思うのでございまして。そうしなければ、いつまでたつても、いいところは安くなる、苦しいところはますます苦しくなるというふうなことになるかと思つて、この格差を解消いたします。この利率にいわゆる段階を設けるといふ構想は間違つておりますか。思い切つて、一律二・五％というのじゃなくて、そういう行政的な措置をとられないかどうかということについてお伺いいたします。

○影山政府委員 先生の御示唆は一つの方法であるかと思つてございまして、ただ、保証協会間に貸し付け金利の格差をつけるということになりますと、その基準のきめ方、あるいは金利が高くなるところがまた不満を漏らしますし、なかなかフリクションが起きるのでございまして、考え方としては私はけっこうじゃないかと思つてございまして、実施の段階においては非常なフリクションが起るであろうというふうに考えます。

○吉田(義)委員 もちろん長官の御答弁のように、非常にむずかしい点はいろいろな点であると思つて、何かの強力な手段をとらないと、なかなか是正は言うべくしてできないと思つてございまして。

なお、私は大阪でございまして、保証協会の窓口は、いろいろな人が融資依頼で私らの事務所にも尋ねてまいりますけれども、これで耳にするのがよくございまして。それは、協会は保証してあげますから銀行へ行きなさいといつて、いわゆる金融相談室を設けて親切に世話をなさつております。ところが銀行を見つづけるのが先なのか、保証するのが先なのか、非常に中小企業者はそのことに迷つておる現実が非常に多いのでございまして。保証してくれても銀行がないんだとか、あとで銀行融資の問題については、もう少し質問をしてみたいと思つて、どちらが窓口なのかというところでございまして。この辺について、各銀

行と協会との関係、あるいは中小企業庁のいかなる指導でなされているか、窓口は一体どこなのか、それを利用する身になって考えた御答弁をひとつお願い申し上げます。

○影山政府委員 窓口につきましては、中小企業者の便宜にわたって、銀行の場合でも保証協会の場合でもいい。ただし、保証協会にいられた場合には、これはたいして小規模事業者の方が多いわけでごさいますけれども、保証協会は銀行に対して融資のあっせんを行なうべきであるというふうな指導をいたしております、ときどきそういう例を聞くわけでごさいますけれども、そういう点につきましては、今後ともひとつ保証協会あるいは銀行等につきましても要請を強くいたしていきたいと考えておるわけでごさいます。

○吉田(泰)委員 現実には保証を申し込んだ場合に、私がいま御質問して長官の御答弁をいただいたのですが、現実には案外非常に多いと思うのです。きれいでございまして、ところが非常に多いと思うのです。たとえば、特に特別小口保険あるいは無担保保険のような場合には、保証を受けても、何となしに銀行がめんどうがってやってくれない実例が非常に多い。私は、これを行政指導でよろしく願いますという程度のことでは、よくならぬと思う。何らかの意味で銀行に対して法的な措置——保証したら必ず出さなければいけないのだというようなことができないものだろうか。そうしなければ、いかに保証協会がやってみたとところで、これは空文化してしまつて、ほんとうに利用する人が利用できないじゃないか。せっかく保証はもつたけれども、銀行をさがすのがいやになるからやめてしまふということが現実には多いということですが、どの程度それがあつたというふうな長官は考えになっておられますか。

○影山政府委員 この問題はなかなかむずかしい問題でございます。理論的には保証協会が一〇〇%保証するわけでごさいますので、リスクはないので、銀行は保証協会が保証してあげますというものを断る理由はないはずでございまして、けれども、どうもそのところが、かみ合わせがうまくいってない例もあるわけでごさいます。そういう場合には具体的な例を少しつかまえて、それによって銀行等も指導をしていきたいというふうな考えておりますので、ひとつそういう具体的な例がございました場合には、たとえば大阪の通産局あたりにも商工相談所が設けられておりますので、そういうところへ持ち込んでいただきまして、具体的な問題として解決を進めていきたいというふうな考えております。

○吉田(泰)委員 いま長官が具体的な問題で示してくれとおっしゃいましたけれども、実際具体的に、保証はできたけれども銀行がでないのだという具体的な事例がありましたら、それはその大阪の通産局に持っていきば必ず解決してくれませんか。

○影山政府委員 具体的問題としてそういうふうな問題は解決するように、すでに指示は出してございまして。

○吉田(泰)委員 長官、そうおっしゃっています、ほんとうは現実には非常に多いのです。ほんとうに多いのです。そのことも、おそらく長官御存じだと思つております。ただ、これからせいぜい通産局へ、どこの銀行がどうで貸してくれませんかといったという具体的な事例を、中小企業庁長官に言われたからと言って持つていくようにいたします。そういうふうな私のほうはさつそく実行させていただきます。間違ひございませぬ。もう一点、私は担保融資の問題についてちょっと気になることがあるので伺ひたいです。これは金融の問題にも大きく関係してまいりますけれども、実際は、たとえば保証協会が担保を入れて保証してもらいます。ところが現実には、銀行の融資条件、これは毎度いろんな意味で問題になると思うのですが、預金の問題、いわゆる預貸率の問題で銀行がいけない。せっかく保証料を払いながら、普通のより高くなつておるにもかかわらず、ほんとうはいろいろな取引条件の上で、義務じゃないのですが、しなければ窓口になつてもら

えないものだから、中小企業者は弱みで、何となしに定期も買ひ、裏定期も積むということが現実にはほとんど行なわれておると思うのです。私の窓口でずいぶんお世話してありますが、全部とられております。したがって、非常に条件が悪くなつております。保証料を払った上、そしてせっかくのいい法律があるのに、銀行の窓口に行つたならば、表面じゃなくて、表面向きにはできないけれども、定期を要求してくる、もしそれにかぶりを振ると、実際に金が入つてこない、こういう問題について、銀行に対する行政上の指導をどういうようにされておるか。ほんとうに現実にそう行なわれておると思うのです。その問題について、私がいままで窓口で地元のお世話をした場合に、そういうところで、預金も要らなかつた、いわゆる法の趣旨に沿つたところの貸し付けが行なわれ、という例はほとんどございせん。たいてい何らかの形で銀行のペースで主張されておりますが、これはどうでございせんか。

○影山政府委員 この問題は大阪府からお答え願うのが適當であらうかと思つてございまして、が、歩積み、両建ての取り締まりにつきまして、大阪府のほうは非常に銀行指導を厳重にやつておられるわけでごさいます。第一段階といたしまして、その取り締まりをやりました、これはもうほとんどなくなつたと言つていいわけでごさいます。それ以外に、広い意味での拘束預金というものが行なわれておるといふこともまた事実でございまして、第二段階としてこれを銀行局のほうでも強力に指導をしておられる。それからまた、公正取引委員会におきまして、そういう見地から取り締まりをいたしておるといふことで、相当政府といたしましては、その絶滅に努力をいたしておる。それから保証関係に伴ひまして、そういう裏の定期預金をとるとか何とかいうこと、これはたまたま銀行局のほうの方に聞きましたら、銀行検査のときあたりにもそういう点に留意をして検査をし指導をいたしておるといふことでござい

ざいます。私どものほうも大阪府ともよく連絡をとりながら、そういう点の指導をいたしていきたいと考えております。

○吉田(泰)委員 いま大阪府の関係でよく指導なさつておるということでごさいます。現実には、私らの最近の例なんかでも何口かそういう例がありました。やはり全然行なわれておりません。具体的な例がほしいというならお出しいたします。実際行なわれておりません。したがって、保証というのですから、国が保証したので、それから、その国の保証のあるものからいへば、法の精神にのつて、必ず銀行がいろいろ条件をつけないで貸し出しをすべきであらうと思つたのです。これについて何らかの罰則がないと思つたのです。法的な制約がないと思つたのです。これについて何らかの措置をお考えになつておられますか。

○影山政府委員 法的な制裁は現在のところございせんが、銀行検査あるいは具体的問題を取り上げての強力な指導というふうなことで逐次改善をいたしていきたいと考えております。

○吉田(泰)委員 そうすると、銀行検査そのものが、私は、名前を変えた定期であつたり、何かいろいろな形を変えて、検査にひつかからぬような処置をとられておると思つたのです。たとえば最近の例で三件ほどありましたが、二千万円の保証で、大阪府、市の場合でも、やはりみんな銀行に定期をとられておる。少なくとも二千万円で五百万円くらいとられておる。それは正式に言うのじゃないのです。預金協力をしてくださいます。拘束もしないのです。ところが使えないのです。だから担保にとるのじゃないのです。質権を設定するわけじゃないのです。ところが預金協力をしてくださいます。それならば、これは検査に対してなせひつかからないのですか、検査でチェックをしておるといふなら、全然ひつかからぬ。現実に行なわれておるじゃないですか。定期なしにやつたという例をほとんど聞かないのです。これはどうでございせんか。

○影山政府委員 いかに検査を厳重にやりましても、外形的につかまえないものはなかなかむずかしいわけですが、できるだけ検査のほうでもそういうところをつかまえるように努力をされておるようでございます。それと同時に、また大蔵省のほうにおきましても、苦情相談所を商工会議所あたりにも窓口として設けられておるわけでございますが、そういうところにも持ち出していただきまして、どうもこういう問題は、やはり中小企業者の人たちから、あとの問題もおそれなかなかに申し出てもらえない例が多いわけでございます。そこをひとつ、商工会議所へでも、あるいは先ほど申し上げました通産局へでも具体的な問題としてやはり持ち出していただきまして、それをつかまえて銀行指導していくということ以外にどうも方法はないのじやないかと思ひます。

○吉田(泰)委員 いま長官は、商工会議所の苦情処理やいろいろな金融相談に持ち込めということでごさいます、中小企業者はあとのことをおそれて持ち込むことができない。これは長官、ほんとうはあとのことをおそれては困りますね。現実にととえば、それによつて持ち込みますね。私に例を知つておるから、それじゃすぐ持ち込むとします。そうすると銀行との関係で、何となしにほかの理由をもつて融資が受けられなくなると思ふのです。そのことについて持ち込んだあとの保証をだれがしてくれるかということですね。したがつて法律上の規制をする以外には、私は力関係で解決はつかないと思ふのです。苦情を持ち込む、持ち込んでみたところで、やはり銀行に対して中小企業者がけんかするのはいやだ、あとあとまたおもしろくない感情を残して融資に支障を来たすというふうな現実があるから、幾ら長官がそうおっしゃつても、行きたいのはやまやまだけれども行けないわけですね。そういう実情がやはり中小企業者の中には根強くあると思ふのです。したがつて、それを解決するのは法律的な規制以外にはない。当然こういうルールをきめて保証をとつたも

のは銀行は貸さなければいけないのだ、文句を言わないように、そういう法的な規制が望ましいと思ふのですが、大蔵省関係だけでなく、せめて保証をとつた分くらいは、高い保証料を払つておるのですから、しかも国の保証ですから、無条件に、いわゆる預貸率、条件を言わずに貸すぐらゐに、その辺から正しく実行してもらえないだらうか、これは中小企業者のほんとうの声です。これはどういふふうにお考えになりますか。

○影山政府委員 法的規制をやるべきかどうかという問題でございますが、たとえば下請代金支払遅延等防止法という法律もあるわけでございます。これはつきましては、取り締まりも、相当立ち入り検査等もやつておるわけでございます。やはり先生が先ほど御指摘のような問題が出てきておるようなわけでございます、どうも私は法律で規制することだけでは片づかない問題があると考へておりますが、やはりこれは中小企業者の迷惑にならない方法で、具体的な問題を取り上げて指導する。ただ具体的問題の取り上げ方にもいろいろあるわけで、名前を出すわけにいきませんが、そういうふうなことで、私ももしましてはひとつ強力な指導を大蔵省と一緒にやりたいと思つております。

○吉田(泰)委員 現実にはいまかりに一例で二千万円の保証をとれたとします。保証協会であつておつて、それを銀行に持つていって、銀行が、それじゃおまえのところ定期五百万くらいはしてくれと言つたとします。その場合にこれはいけないことなのですね。それはどうですか。

○塚本説明員 お答え申し上げます。いま長官からるる御答弁がございましたように、保証協会の保証があれば、金融機関にとってはリスクがないわけでございます。したがつて、見返りに定期をとるといふことは理屈として合はないわけでございます。歩積み、両建ての整理を大蔵省はやかましく指導してまいつたわけでございますので、債権確保のために必要だといふようなことが一つの理屈としていわれておるわけですが、かりにそれ

をそのとおりだといつたした場合に、いま先生のおっしゃる通りに、保証があるんだから債権確保は何ら不安がないじやないか、したがつてそのために定期預金を見返りにとることは相ならぬわけでございます。従来とも検査官には厳重に、そのような場合は絶対に相ならぬことであるといふことをよく徹底いたしまして、検査の際に見つけた場合、厳重に指導しまして対処をさせておるわけでございます。ただ、いま長官からお話がございますように、事実上定期を持つてこい、こつた場合に検査官にはわからないのでございまして、私も、私もが歩積み、両建ての整理といふしてどういふものを整理するかという場合に、担保としてとつたものはこれはもちろんいかに保つて担保をする手続はとつていないけれども、担保に手続する手続はしないけれども事実上拘束力を發揮するといふものを見返りとしておつておりますが、それもいかに。さらにいま先生がおっしゃいましたように、事実上、持つてこい、それでわかりましたというので持つてくる、こういうものも実は見合ひと言つておるのでございまして、拘束も、それもいかにゆるい意味の拘束に入る、拘束預金だ、それはいけない、こつたおつておるわけでございます。明確な担保とか見返り、物的なそういう事実がございまして、検査の際にすぐわかりますので指導するわけでございますが、三つ目の見合ひ、これは何ぼついても、そういうことではない、向こうがいろいろ事情があつて中小企業者の便宜のために持つてきたのだ、そういうような言いわけをされてしまひまして、これは何かいふるるな事情があるようでございます。中小企業者にとりまして、ぜひ預金はしておきたいといふような事情もあるようでございますから、そういうふうなものは、事実上持つてこられましてやつておられますと、どうにも処理できない。そういう面では非常に困ることは現実にあるかと思ひます。先生の言つておるようなことが確かにあるのじやなからうかと思ひますが、ただ実際問題

として、それがなかなか見つからない。もし事実がわかり次第、これは厳重に是正させる、そういうふうに指導をいたしておるわけでございます。○吉田(泰)委員 いまの御答弁で、わかり次第厳重に処置をするといふことでございますが、それはたとへばわれわれが、利用者がわからしたらどうしてくれるのですか。わからないといふのですから、検査できないといふのですから、それなら、こつた窓口に行つたけれども五百万定期を請求された、こつた場合に、銀行は、おまえのところには貸さぬと言ひませんか。必ず貸してくれませんか。

○塚本説明員 そのような銀行と中小企業者の間の、いまの歩積みあるいは両建てをめぐる紛争につきましては、各財務局所在地に苦情相談所を設けておりました、また各地の商工会議所にも苦情相談所の出張所を設けて、いつでも直接に当たる、そういう体制を整備しておるわけでございます。実際問題として、先生のおっしゃるやうに、なかなか窓口にあられるケースが少ないのでございまして、それは確かに御指摘のように、申し出ると、あとで報復されるのじやないか、銀行から断られるのじやないか、そういう心配があるのじやないかと思ひますが、そういうやうなことで、実際問題としては利用するケースがわりあい少ないので、実は弱つておるわけでございます。それで私ももしましては、もしそういうことでかりに銀行が報復をした、そういう事実がわかりましたら、これはまたその当該銀行に対して厳重な注意を促し、必要な措置をとつておるわけでございます。ただ報復であるか報復でないか、その辺は銀行と中小企業者との商売の問題でございまして、その辺の判定はなかなかむずかしいのでございまして、銀行としましては、これが資金繰りもございまして、その他の関係で、必ず融資をしなければならぬといふことに追い込まれるといふことは、銀行の性格としてはいかかと思ひますので、融資するしないはやはりそのときの状況ですから、相手方の信用度とか企業の

将来性とか、そういうものを見きわめて融資するしないを決定するわけでございますので、その辺のところ、いや報復でないとか報復であるとか、なかなかその判定がむずかしいような実情でございます。

○吉田(泰)委員 具体的にはほんとうにむずかしい問題だと思っておりますが、ほんとうは中小企業者の実態はそういうようなのがほとんどだということですね。ところが、いまお話しのように、ほとんどが大蔵省の検査上はあらわれてこないのだ。しかも中小企業者は、たとえば定期を要求されたからといって断れないのです。それと同時に見返り預金という形ですが、半年間くらいは預金を置いてくれという例が非常に多いのでございます。ということは、保証料を払いながら半年間くらい見返りとして拘束される。担保を入れたと同じことなんです。それをしなければ貸してくれない。現実にはそれがほとんどで、私は、たとえば保証をとったものが、保証協会の保証がおりてそのまますかつかつて融資ができたという例をほとんど聞かないのです。これはどうでございますか、間違っておりますか。ほとんど聞かないのですよ、ほとんどないのです。たとえば二千万の保証をとって、二千万そのまま貸してくれたという例をあまり聞かない。

○塚本説明員 先生の御指摘のようなことがあるいはかなりの範囲において行なわれているのじやないかと思ひますが、それははなはだ残念な遺憾なことでございます。そういう事実上の強制力を銀行が発揮して無理やりに預金をさせる、そういうことのないように、今後も厳重に指導してまいりたいと思ひますが、なおこの法律の施行の晩は、そういう問題につきましても通牒を發し、まして、厳重に警告をしてまいりたいと思ひております。

○吉田(泰)委員 厳重な処置はけっこうなんです、望ましいのは、保証協会の窓口くらいに説明書きでもちゃんと置いてくれて、銀行は保証したものは全部貸してくれまますよ、たとえば預金を要

求されたり、そんなことをしたら保証協会に言うてきなさいとちゃんと書いてあげたら、なくなると思ふんですよ。ところが現実には、いまおっしゃる通りに、ほとんどが、おそらく十人申し込んでほとんどの人が全部定期をとられています。何らかの意味で見返りをとられております。したがって、私が冒頭で、うしろめたなような気分があると、非常にことばが適切でないけれども質問を申し上げたのは、現実にはゆる銀行の預金の利息の上に保証料をとられて、なおかつ非常な率で、二割五分か二割か知りませんが、銀行によつて差はありますけれども、何となしに法に隠れたいわゆる見返り預金——おたくのおっしゃるように正式ではございません。したがって法に隠れた拘束預金をとられながら、困るから何となしに、保証協会の門をくぐる者は、信用度が低くて、そういう高いものでも黙って借りよう、そういう印象を与えておると思ひます。したがって、そういう意味で、国が保証するのだから、銀行の貸し出しを、危険負担がないのだから利率を安くしなさい、安くすべきなんです。保証があるのだから安くすべきだ。そういうことと同時に、預金とかそういうことはいかぬのだから、いわんや国が保証したものについてはそんなことはすべきではない。そういうことからまず両建てなり見返り預金なりを禁止するよう、そういうPRをしなれば、何ば言つたつてそれはなくならぬと思ひますが、それについて長官ひとつ、検討しますとかそういうことでなくて、具体的に——中小企業者はその意味では泣いておると思ひます。現実にはそれは皆さん方のところには耳に入つてこないだけだと思ひます。おそらく大多数の人に聞いてみても、十人申し込んだ人を十人並べて、銀行のほんとうの状況をありのままに述べてくれといつたら、ほとんどの人が、保証協会の、いわゆる法律の立法趣旨以外の過酷な条件をのんでおると思ひます。その実態を御存じかどうか、率直に御答弁を賜りたいと思ひます。

○影山政府委員 先生御指摘のような事例も私も聞かなくわけでありま。今後の指導方針でございますけれども、先ほど銀行局のほうからお答えしましたように、まずこの法律施行に際しまして通牒を發しまして、先生御指摘のような事態が起らないように指導する、通牒を出すと同時に、保証協会が窓口になるような場合には、保証協会が積極的に親切に銀行ともう少し突っ込んで融資のあつせんをしてあげるといふ方向で、保証協会の強力に指導したいといふふうに考えております。

○中川(俊)委員 ちょっと関連……。いまの問題、長官、これは幾ら水かけ論をやつてもだめなんだ。これは實際問題として親の心子知らずで、せつかく通産省が信用保証の機関を設けてやつても、銀行はだめなんです。銀行は商売なんです。一面から考えれば無理もない。そこで、前に公正取引委員会から注意したことがあつたでしょう。そんなことをしてもだめなんだ。幾ら公正取引委員会がそんなことをやつてもきめ手がな。歩積み、両建てはいけないといつたつて、みんなやつておりますよ。いまの御質問のように、何ば借りれば必ずそのうちから一割なり二割なり定期にさせる。中小企業者は弱い立場にある、金を借りなければならぬ立場にあるから、ノーということは言えない。大臣なんかはよく知つておると思ひ、知らぬ顔をして聞いておるけれどもよく知つておる。だからそういうことは幾ら水かけ論をやつてもだめなんです、時間がたつただけで。何か強力な手を打つか——銀行も民間企業だから、手を打つといつても、そんなことをされるとおれのほうは商売にならない、金を出せないといわれたい困るから、そこをどう持つていくかというところが非常にむずかしい問題だと思ひます。苦情相談所なんかがあつたつて、そんなものは銀行はへとも思ひません。中小企業者が行つたりなにかしてあれば、そこから文句が行けば、いま吉田君のお話のように、そういう中小企業に今度金を貸さなくなる。だから中小企業者は困つてそんなところに行きませんよ。かりに行つたとして

も、わしの名前は伏せておいてくださいよ、言つてもらつては困る。だから、通産省で考へておるような、せつかくこういふいい機関をつくつていただいても、親の心子知らず、銀行は商売だからとにかく法律すれすれのところまでは必ずやりま。これは多少商売でもして銀行から金を借りた人は、そんなことはみんなよくわかつておるのだ、いまの御質問のような御趣旨のことはみんなわかつておる。みんなを代表していま吉田君が言つてくれたのですが、通産省はせつかく信用保証機関なんか設けておるのだから、これを生かす手を考へてもらわなければならぬ。それを考へてほしい。

○吉田(泰)委員 いま関連して御質問をいただいたのですが、結論的に私がこの問題について最後に一点だけ伺ひしておきたいのは、いまの長官の趣旨はそのとおりだと思ひます。長官も御答弁のように、何とか通牒を出してという話でございますが、大蔵省との関係は非常にむずかしいと思ひます、銀行の問題は、ただ、むずかしうございしますが、せめて保証協会の保証した分についてくらいの手近なところからしなければ永久にできないのです。この保証した分については少なくともそういうことはしないようにしてくれといふような行政指導を即時にやつてもいい。そうしなければ幾らつくつてみても空文化して意味ないじゃないか。これは大臣ひとつ御答弁のほどよろしく頼みます。

○菅野国務大臣 ただいま吉田委員、中川委員からお話のとおり、そういうことが行なわれておることは事実だと思ひます。せつかく中小企業者のこういう保証制度を設けて何とかして金融の便をはかりたいと考へておつても、いまお話のとおり、一方で定期預金をさせられたりしたので、予定の融資を得られないといふことで、中小企業者は困つておることも事実だと思ひます。そこでこれは、問題は、大蔵省の所管ですけれども、せつかくこういふような保証制度を設けてお



がいまして、この法案を実施する場合に、大蔵省とよく相談しまして、そして通産省と大蔵省との連署で銀行あるいは信用金庫のほうへも特に今後については注意してやってくれというような通達でも出してもらうということで、少し強く乗り出してみたい、こう考えております。

○吉田(泰)委員 それではそういうふうに特に適切な御指導をお願いをいたしまして、私は次の質問に移させていただきます。

倒産関連保証について、二点お伺いいたしたいと思いますが、昨年からのことしにかけて景気は非常に好転したといわれております。にもかかわらず、中小企業の倒産は依然として高水準を続けております。一昨年の倒産件数が六千四百四十七件ですが、昨年の倒産件数を上回りました。八十七件の多きにのぼっております。景気回復したといふにかかわらず倒産が激増しておるといふのは、長官一体どういふふうにお考えでございますか。

○影山政府委員 倒産が依然として高水準であるといふことの理由でございますが、現在の景気の上昇というものは、出荷とか生産あるいは注文が増加しております。いわゆる数量景気でございます。ところが、中小企業の方とくるといふのは必ずしもよくなっていないわけでございますが、これは賃金上昇あるいは金利の上昇あるいは原材料費の問題というふうなことでコストが相当高くなっております。経営状態が趨勢的に悪くなっております。そういう状態、これを構造変化と申してもいいわけでございますが、そういうところに適応できない人たちがやはり脱落をしております。というふうにも考えられるわけでございます。

○吉田(泰)委員 このように中小企業者の倒産の増大と並行しまして、倒産寸前で非常に苦しんでおる企業というものは数が非常に多いと思うのです。最近の現状に對しまして、これは少し古くなりますが、菅野通産大臣の、去年の末に、高利貸金を借りてつぶれるのはあたりまえだといふ発言が載っております新聞記事を私持ってきたのですが、

こういう考え方は、実際高利で借りたら当然つぶれるであろう、しかしいわれる高利で借りなければならぬ中小企業者、目に見えない倒産寸前の会社、こういうものが非常に多いのですが、この苦しい会社が高利で金を借りて倒れるのはしょうがないかというこの認識、これは大臣現在でもそういうような御認識でございましょうか。一言だけひとつ……。

○菅野通産大臣 それは新聞記事の誤りで、高利で借りて倒れる人が多いということは気の毒だ、なぜその前に相談にこないかということをおっしゃった、それが誤り伝えられておるわけでありま。実際高利で倒れる人があることは私も知っております。私の身辺にもそういうことがあるのを知ったのですが、高利で借りる前に相談してもらえば何とか道があるのにといいことを私に言っておるのであって、そういう場合には、通産局の相談所あたりに来て、何とかしてくれぬかというて相談してもらったら非常にけっこうだ、こういうことを言うたのです。

○吉田(泰)委員 いま大臣の御答弁でそういうことはよく理解できるのでございますが、せっかく事前に相談してくれという一つの例が関連倒産保証で、こういう制度がその一環として、事前の措置としてできておると思ふのです。ところが、実際それができていないが、未然に悲劇を予防して倒産から防ごうというためにこのいわゆる関連保証が設けられたにもかかわらず、実際は一昨年の十二月からことしの五月までの実績について、全保証額のどのくらいが関連倒産保証になっておるか、これを長官にひとつお伺いいたしたいと思います。

○影山政府委員 倒産関連保証を受けましたところの実績、四十二年四月まででございますが、一年余りでございまして、これにつきましては、三百年企業で八億強でございます。割合は計算した上で御答弁申し上げます。

○吉田(泰)委員 いま御説明でございしますが、私の調べた状況を言いますと、倒産した企業が一昨年の

十二月からことしの五月までで九千八百六十一件、このうち負債総額が一億以上の倒産企業が千三百七十一社、また五億以上の負債を残して倒産した企業が大体九十社でございます。ところが政府がこれまでいわれる親事業者として指定したのは十二社でございます。非常に倒産が多く、関連倒産保証という制度を置きながら、三百幾つですか、それぐらいしかがきていない。これはどういふところにあまり利用されない原因があるのか。倒産が非常に多いにもかかわらず、せっかくいい法律ができたが利用されていない。これは長官、どういふところに原因がございしますか。

○影山政府委員 関連倒産企業についての特別保証制度は、この制度の趣旨と申しますものが、ちょうど災害と同じように二重のワケを設けて行なっておるわけでございます。そういう災害に準ずべき措置であるといふことから、この倒産関連保証も、親企業の倒産によりまして関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼす場合に、地域的な経済にも影響を及ぼし、あるいはその結果社会的に不安も起こしかねないといふようなものを対象にするといふことが制度の趣旨でございます。その趣旨にのっとりまして基準を設けて運用いたしている次第でございます。その結果倒産の企業全部がその適用を受けるといふものではないわけでございます。

○吉田(泰)委員 親事業者のいままでに指定された十二社の表を私はここに持っておりますけれども、たとえば例をあげて質問いたしますと十二社の中に姫路の日伸建設工業というのがございまして、二億二千九百万円の負債で親事業者に指定されております。同じような金額で、相前後して大阪の私らの選挙区で総合建設工業というのが倒れております。これも約二億幾らですね。そういう場合、中小企業者としてわからないのは、なぜ、どういふふうにしてその業者の親事業者の指定が官庁の一方的な判断で行なわれているのではないかと、理由がはっきりしないのです。親事業者として指定の経過なり考え方を伺いたいと思ひます。

○影山政府委員 この倒産関連保証の親事業者の指定の基準は、まず銀行に対する負債額を除きまして、十億円を一応基準といたしております。それから第二段階といたしましては、地域的な経済に影響を及ぼす度合いのものはだいたいのにつきましては、五億円というようにいたしておりますが、そういう指定をいたしました親企業のトンネル会社というものは、これは親企業に準ずべきものとして指定をいたしませんと、実際上の効果がないわけでございます。先ほど先生御指摘の日伸建設あたりは播磨鉄鋼のトンネル会社でございますので、これは指定をいたしておるような次第であります。

○吉田(泰)委員 その指定の詳しい基準というのはどういふところにあるのでございしますか。たとえば一般の下請業者のわかるような、なぜこは指定になったのだ、こは指定にならないのだというふうなことが、具体的に言うならば、その時点において似たような状況でも私はできていない場合があると思ふのです。同じようなよく似た条件で、片方は指定されても片方は指定されていない、その査定の基準を伺いたい。

○影山政府委員 認定基準におきましては、「負債総額十億円未満五億円以上の企業の倒産であつて、当該企業の倒産が地域経済に著しい影響を及ぼすもの」と認められる場合」ということになっております。その認定は、当該都道府県あるいは通産局が認定をして、私どものほうへ持ち上げてくるわけでございます。

○吉田(泰)委員 そのことがかえって非常に何か一般の国民には理解できないことがあるわけなんです。たとえば同じようなケースで許可になつていない場合もあるし、指定を受けた場合もある。ということは、選挙の経緯なんか全然わからないわけです。ただ指定をされたんだというだけで……。いま長官に基準を讀んでいただいたそれでは、なるほど原則論で、納得できないのです。具体的に同じようなよく似た状況で、全然指定になつたり

ならなかったり、そういうことがあっていいものかどうか、それについてお答え願いたいと思ひます。

○影山政府委員 同様のケースで同様の地域的な、たとえば著しい影響を及ぼすものがあつたしますれば、それは当然指定をすべきものというふうに考えております。

○吉田(泰)委員 私は、ここで特別小口保険の資格条件と同じように、少なくともたとえば負債総額が親会社の関連であつて、日伸建設は二億円でなつたんだ、これは少なくとも独立法人なんですね。親事業であるにかかわらず、日伸建設というのは二億二千九百万円で、いうならば一つの独立法人なんです。この場合に親事業者として指定をする。同じように違つた場合には指定をしない。これは官庁の権限が非常に専断になり増大するといふようなことはありませんか。

○影山政府委員 トンネル会社を指定いたしますのは、この制度の趣旨が、まず親事業者を指定することによりまして、それに影響を受けるところの関連の第一次の下請企業を、特別の保証措置によつて救済するということとございまして、救済を受けるのは下請の企業者でございまして、その際にトンネル会社でございまして、そのトンネル会社に第一次の下請といふことになりまして、実質上の下請の人たちが影響を受けないということがございまして、トンネル会社を指定しておるわけでございます。実際は、その実質上影響を受けるところの下請企業を頭に置いて指定をいたしておるような次第であります。

○吉田(泰)委員 先ほどの長官の御答弁の中で、倒産関連事業者に指定されたのが三百社ほどであるという御答弁がございましたが、私はここで一つ伺ひますが、長官、まず五億円以上の負債の一個の会社が倒れた場合に関連する会社は、大体どのくらいあるとお思ひでございませうか。その五億の会社が一社倒産した場合、どのくらいの関連会社が生まれるか。

○影山政府委員 親会社の関連下請企業について

は、そのおのおの場合によつて違ふと思ひます。先生御指摘の点は、おそらくそういう関連中小企業者の数は多いけれども、先ほど私が御答弁いたしました三百社、すなわち、適用を受けた中小企業、下請企業者の数が少ないではないかというところとございまして、これはその適用を受け得るところの企業者は、親企業に対する依存度二〇%以上、それから五十万円以上の負債を持つておる者といふことが受け得るといふことになつておるので、現実には窓口に来た人が三百企業といふこととございまして、全部の企業者は、金額がそこまじかなくとも、私も実際上、山陽特殊製鋼だとかその他の関連倒産等について具体的なケースに当たつてみますと、案外に小さい負債額のものも多いいわけとございまして、そういうところは必ずしも保証協会のほうへ特別措置を受けにくいかないとも、たとえば国民金融公庫であるとか、そういうところもこういうケースについては積極的な貸し出しを行つておられますので、そういうところの問題が解決されておるといふふうに考えられるわけとございまして、必ずしも適用を受けたところの下請企業者の数をもつては、この効果云々は論じられないのではないかとこのように考えております。

○吉田(泰)委員 いまの長官の御答弁で私は氣になることがございまして、実際関連倒産の必要度が、いま御明示をされていたいたうな数ではたいして大きい問題ではないのじゃないか、私はそうじゃないと思ひます。少なくともいま一つの五億円以上の会社がつぶれた場合、これは商工興信所の調べによりますと、大体百五十から二百社くらいはいろいろ関連の中小企業者がこれによつて被害をこうむる。かりに最下限の百五十社に限つてみますと、ことしになつて一年間でまず五億以上が九十社倒れておる。九十社の関係会社が、一社で百五十社、したがつて一万三千五百社、そのうち三百一社が指定を受けた。といふことは、いわゆる取引関係があり、いろいろなふりがあるにはいたしまして、少なくとも二

%なんです。数においては、いま長官の御答弁のようにたいした問題じゃないが、しかし、それならばこの関連倒産の保証は私には要らないというの。その必要がなかつたら要らないじゃないか。全部に普遍的の対策を——何も特別なもののために立法化する必要はないじゃないか。国民金融公庫とかほかで償えるんだ。たいてい実績をあげてないというならば、私は必要ないと思ひます。これは私は、いろいろの意味で窓口が制約され過ぎて、なかなか行けないと思ひます。利用できないと思ひます。せつなくつくつても、去年一年見ても二%しか利用していないというのは、利用できないような隘路があるんじゃないかというふうにはまず反省をしておるべき必要があるんじゃないか。それはどういふように検討されますか。

○影山政府委員 利用度が少ないことにつきましては、先生御指摘の点もあろうかと思ひますけれども、この点については、今後ともひとつ反省して検討いたしてみたいと思ひます。ございまして、ただこの倒産関連保証の指定をいたしましたように、地域経済等におきまして相当の影響がございまして、関係の金融機関、あるいは特に政府関係金融機関等が力を入れて、総合的に救済に乗り出すわけとございまして、そういう点で倒産企業を指定いたします。たとえば山陽特殊製鋼といふものを指定いたしましたことは、国家としても、地域経済等にも影響があるから、ひとつこれは乗り出していかなくてはならないという態勢を示したことになるので、保証協会だけではなくて、政府関係金融機関あるいは民間の金融機関も非常に積極的に協力をしていたらいいおるわけとございまして、そういう点で総合的な効果を發揮いたしておるわけとございまして、必ずしも保証協会のほうへ出てくる数だけでは申し上げられません。また保証協会のほうにはいつでもこれが出てくるようになっておるわけとございまして、ただ先生御指摘のように、なつておるのになつてこれない何

かの隘路があるのではないかとこの点については、これは今後ともひとつ検討し、研究してみたいといふことを考えておるのでございまして。

○吉田(泰)委員 私は、倒産関連事業者の指定が非常にむずかしい、あるいはまたこの下請業者の保証を得るのもむずかしいといふふうに、一般からは私に聞いておるのです。わずらわしいといふわけですね。非常にめんどろだ。といふことは、私はこの際特に指摘しておきたいのは、この制度が倒産関連事業者に直接融資するといふのではなくて、間接に保証するだけでございまして、厳格なこういうものは要らぬじゃないか。これは二度ふるいにかけられておるわけとございまして、一度は親事業者の指定といふふい、その次にはそこにいよいよ二〇%の取引、そういう形で、それは貸してくれるのではなくて、融資を受けるのではなくて、保証されるだけにそれほど厳格な条件をつけて、いわゆる窓口が、去年の例でも一万三千五百社あつたらうでございまして、三百一社しか窓口をたたくことができなかったような、そういう事態が起つたのは、私はむしろふいふいかけ過ぎてきびし過ぎるからだと思ひます。親事業者の倒産によつて被害を受けておるのだから、もう少し簡単に保証をするような、広く門戸を開くような行政指導があつていいのじゃないか。かように思ひますが、どうでありますか。

○影山政府委員 この制度は、先ほど御答弁申し上げましたように、災害の特別措置に準ずるような制度でございまして、ある程度の手続を必要とするわけとございまして。たとえば、指定された場合に、中小企業者が借りにくい場合に、市町村長の証明を必要とするといふようなこともあつてございまして、これは災害の場合でもやはり市町村長の証明をとるようになつておるわけとございまして、その程度の手続はやはり必要かと思ひます。その程度の手続は、それ以外になおいろいろ問題点がございまして、もう少しこれは検討してみたいと思ひます。

○吉田(泰)委員 最後にその問題につきまして、

倒産関連事業者の指定の問題と、いわゆる二〇%の取引がないと保証を受けられないという問題、この問題両方同時にということは非常に問題があるかもしれないが、もう少し御検討していただいて、その条件の緩和をして、その恩恵をもう少し拡大すべきじゃないか。これが、先ほど大臣の御答弁の中にもありましたように、私は倒産を未然に防ぐ予防的な役割りを果たし得ると思うのです。その点両方とも条件、これは二度の条件があると思うのです。二〇%をこえていなければいけないという下請の場合の条件ですね。そういう条件を緩和するようなお考えはないだろうか、最後にこれを質問させていただきます、私の質問を終わります。

○影山政府委員 先生御指摘の線に沿って検討させていただきますと思います。

○吉田(泰)委員 ありがとうございます。

○島村委員長 次は、岡本富夫君。

○岡本(富)委員 先ほどから私の聞かんとするところがだいたい解明されましたので、時間もありませんから、要点だけをお聞きしたいと思います。いま倒産関連の保証につきましてお話がありましたが、これについて若干お聞きしたいのですけれども、現在の制度では、その関連の企業が五十万円以上、取引依存度が二〇%、こういうふうに出ておられますけれども、現実の姿を見ますれば、零細企業、要するに加工賃、労務費を提供しておるところの小企業に対して、政府はどういうふうに考えていらっしゃるのか、これについてまずお聞きしたいと思います。

○影山政府委員 市町村長の認定基準で五十万円または依存度二〇%というあれをつけておるわけですが、大体におきまして小規模零細層につきましては特別小口保険あるいは無担保保険というふうな制度もございまして、そういうところをひとつ利用をして救済をしていきたいというところを考慮しておるわけでございます。

○岡本(富)委員 その問題はもう一度あとで聞きますけれども、これはちょっと私の不勉強かも知

からぬですが、倒産が十億円以上、こういう倒産が行なわれたときに對しての保証である、いまは弾力性ができて五億円、こういうふうなことも聞いておりますけれども、そんな十億あるいは五億以上というふうななりっぱな倒産はあまり見当たらない。先ほど話がありました、一千万円以上の倒産が六千何件、こういうふうにあなたのほうから出してもらったこの資料のうしろのほうにも出ておる。そうすると十億以上、五億以上というふうな倒産は非常に少ない。そうすると、この一千万以上の倒産、要するに五億までのこの間のものが非常に多いと思うのです。これに対する救済法についてお聞きしたいと思います。

○影山政府委員 この倒産関連保証は、制度の趣旨といたしまして、災害に準ずるところの制度でございまして、その親企業の倒産の結果、地域経済等にも著しい影響を及ぼすかどうかということとを認定しなければいけない、その認定の一つの基準を十億とし、あるいは場合にによりましては五億といたしておるような次第でございまして、実際に応じましてその認定は弾力的に行なっていくというところを考慮しておるわけでございますが、小さい倒産でそれに連なるところの中小企業者、下請が困っておるというふうな場合につきましては、これは主として政府関係の金融機関等のあつせん、あるいは無担保保証保険の利用というふうなこと、こういう問題につきましては、やはり先ほど大臣が答弁いたしましたように、通産局あたりにも商工相談所を設けておりますので、そういうところに具体的に持ち込んでいただきたいと思います。相談に応じて金融のあつせんをいたしておる、こういうことで解決のついた事例は過去においても非常に多いわけでございますので、そういう方向で問題の解決をはかっていきたい、かように考えております。

○岡本(富)委員 いまお話がありました、そうすると倒産関連保証というのはほんとにわずかな人たちが、わずかな企業しか受けられない。すでにいろいろなところで発表されておるのは負債額

一千万以上、その件数、こういうふうに白書にもありますし、またあらゆるところで議論されておりますが、そうするとこの倒産関連保証というのはもうほんとにまれに見るわずかなもののしか受けられない、こういうふうに見えるのですが、どつちかという倒産によって一番困るのは小さな企業である、一千万以上あるいはそれ以下かも知れない。したがって、もっとワクをふやすところの考えはありませんか。

○影山政府委員 倒産関連保証は、先ほど申し上げましたようにごく特例でございまして、ある程度制限されることはやむを得ないかと思うわけでございます。そのかわり、やはり昨年以来無担保保証という制度をつくりましたのも、昨年来の不況状態におきまして、倒産企業が非常に多いという状態を考慮いたしまして、特別の制度を設けたような次第であります。今般御審議を願っておりますところの保険法の改正につきましては、その無担保保証につきましても恒久化をしていくというところも考えておるわけでございます。そういう倒産企業が中小企業者に多いということを頭に置いての新しい制度であるということをお断り承をお願いしたいと思っております。

○岡本(富)委員 無担保保証がもう特効薬みたいに話をされておりますから、これはあとでもう一度話を聞かしていただきますけれども、実際に中小企業が取引しておるところの状態というものは、依存度二〇%、こういうのは非常に少ない。大体取引先は十件以上、多いところでは百件以上。なぜかと申しますと、たとえば鉄鋼部門の下請をやっておりますと、そのほうが不況になりますとまずいからというので、電気関係、あるいはまた化学関係、そういうふうにあつておるところに中小企業というものは首を突っ込んでおられない、一つの不況によって全部こつちまで参つてしまうのです。ですから実情としては十件以上百件、集金に行くところは百件くらい回るわけです。こうしますと、取引依存度というものが二〇%というのは、この倒産関連の保証というものをなかなか

させない、法律はあるけれどもそれは利用させない、こういうふうに思うのですが、その点について長官の意見をお伺いいたします。

○影山政府委員 一企業が親企業に対する依存度二〇%以上のものを市町村長の証明によりまして対象にいたしておるわけでございますが、この制度の趣旨は、できるだけ利用させないという趣旨ではございませんで、いろいろと実態を調査してみますと、二〇%未満のところは、そこまではないかと、いろいろとほかの道で何とか片づいておるというふうな点もございまして、打ち切っておるわけでございます。趣旨は利用させない点ではございまして、先ほど吉田先生の御質問に對して御答弁申し上げましたように、この点につきましては今後検討させていただきますと思うわけでございます。

○岡本(富)委員 この問題について大臣に明確な御答弁をしていただきたいと思います。倒産企業が五十万円以上、それから取引依存度二〇%、こういうのは非常に現実には少ないのです。これは皆さん方中小企業をやったことがないからあれですが、それに対してもっとワクを広げるところの考えはありませんか。大臣ひとつ明確に答弁いただきたいと思います。

○菅野國務大臣 先ほど長官から吉田委員に對してもお答えしましたとおり、下請業者については市町村長の認定基準があるのであります。その基準によつて大体やっております。いまお話しのとおり五十万円以上の売り掛け金、あるいは取引依存度が二〇%以上ということになっておりますが、しかしこれでは実際適用が少くないということであらう、その点についてはもっと検討してみたい、こういうふうに思うのです。

○岡本(富)委員 いや、検討をお願いいたします。なぜならば、先ほど申しましたように金額は非常に少ないけれども、ほとんど加工賃、労務費である、こういうところは一番零細で困っている。これはひとつ要求いたしまして、この質問は終わりたいと思います。



一保証協会のうち三十あるわけであります。これを四厘程度にまでまず引き下げていくということ、四厘以下の保証協会が二十一あるわけでありす。

○岡本(高)委員 この保証協会の制定は、中小企業庁の資料に出ているだけでも三十三年からになっているけれども、高いところからこれはこういうお話がありまして、抜き打ちに調べていく、こういうところからいまして、大体全国五十カ所ですが、

がでないからそういううちにまちまちなのですか。ただ、自主性自主性と申しまして、これは、そこら一般の商売人でないんですから、わしのところはこうきめたんだ、わしのところはこうきめたんだ、そういうふうに政府機関の一部として、この五十一カ所ぐらいでしたらじきにできるんじゃないか、やる気になれば、よく調べれば簡単に五十一カ所ぐらいはもう早くできておる。それなのに、ひとつ高いところから逐次、こういうことで、これは借りるほうの身になりますと、

てわれわれは見ております。それに対して、自主性だからってにきめていいんだ、こういうのは、通産省のほうで取り締まり、またよく検討して、そして適正なところの保証料に持っていくわけにはいかないんですか。それについてお伺い

逐次やっておられたんではたまったものじゃないです。ですから、これは早くやるような方法はありませんか。それについて長官に……。

○影山政府委員 私どもそういうふうに考えたわけでもないけれども、実際問題といたしまして

たします。

○影山政府委員　これは、適正な保証料のほうに持っていくために、現在も、過去においても努力中でございますが、その方法といたしましては、まず保険料の引き下げが第一でございます。それは、保証協会の経営状態を考えてみますと、そう急にはなかなかいかなない点もあるわけでございます。しかしながら、過去一年間におきまして、先ほど申し上げましたように、高いところは六厘ぐらいいのところがあつたわけでございますが、現在

から融資基金を配分いたします場合に、高い保証協会をねらい撃ちにいたしまして、融資基金を特別に配分をいたすということが第二でございます。それから第三といたしましては、やはり何と申しましても、保証協会の経営基盤を強化してい

かなければいけませんので、直接関係のありますところの県のほうに出捐金等をもう少し出してもらうということも指導いたしておりますし、また基礎を拡充してもらうということも強力に指導いたしておるような次第でございます。それから、

すが、なかなか十分とは言えませんので、今後とも、先生御指摘のような趣旨で努力をしたいと思うわけでございます。

○岡本（書）委員　借りるほうの中小企業は、ほんとうに一厘、一毛でも非常にこたえるわけです。

県だけではございませんで、銀行あたりからも保証協会に出捐をしておるわけでございますが、その出捐につきましては損金算入扱いにできるというふうに、今度税制上の措置もとったわけでございますが、そういう点で保証協会自体の経営基盤です。ですから、やはり一つの全国的な規定というものを一応ラインをきめて、そうしてあとの保証協会の経営につきましては、先ほど長官から話があったように、県からもっと出捐金を出してあげるとか、あるいは銀行から保証させるとか、なお政府



るいは淡路島などの造船業、これらに対しては突発事件ですから一〇〇%のてん補率を見てあげるべきではないか。こういうふうに思うのですが、長官、どうでしょう。

○影山政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、八〇%は国がてん補いたすわけでございますので、そういう災害の場合におきまして、あと二〇%につきましては、従来の例から見まして、地方行政に携わるところの都道府県がその程度の手当てはしてもらい、また従来においても手当てをしていただいております例が多いわけでございます。今後ともそういう方針でいきたいと思うわけでございます。

○岡本(富)委員 地方財政は非常に交付金なんか少なく赤字のところが多い。したがって、これはもともと国のほうで見てあげなければならぬと私はかねがね思っております。ですから、一応ひとつこれは検討してもらいたい、これを要求いたします。どうでしょうか。

○影山政府委員 今後ともあらゆる角度から検討させていただきますと思っております。

○岡本(富)委員 次に、関連いたしましたして、この前の委員会の際に私が一言お話ししましたのですが、政府の中小企業に対するところの政策、ビジョンについて明確にしたいだいたいことが一つある。それは、百貨店の規制あるいは生協及び農協の員外利用の規制または購買会事業の規制、製造業者の小売り兼業の規制、こういうような規制をされておりますけれども、これは大体零細業、そういう零細企業の保護を考えてつくられたものと思うのです。しかしながら、いま政府が行なおうとしてまいりますのは、近代化といいますが、要するにそれを集めて大規模にしよう、零細業を大規模に育成しよう、こういうようなこの間からの考えではないか。要するに、その政策が百八十度の回転をしたのじゃないか、こういうふうに思われるのですが、どうでしょうか。

○菅野國務大臣 中小企業をみな大企業にすると

いう意味ではないので、中小企業の中には大企業になるものもあります。また企業者の経営能力などでそれだけ大企業にする人もあるのです。しかし、中小企業は大企業とやはり併存して存在すべきであって、したがって、われわれは中小企業と大企業との間の所得の格差をなくするということが目的なんです。中小企業として大企業と同じような所得があるとすれば問題ないのです。それが大企業と同じような所得を得られない、格差があるから、そこで中小企業の問題がいろいろあるわけであって、したがってその格差をなくするために、あるいは税金あるいは資金面においてできるだけ政府が援助するということをやっておるわけなんです、中小企業全部なくして大企業にするという意味では決してありませんから、その点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

○岡本(富)委員 この協業化とかあるいはまた近代化、こういうことになりましたれば、大企業といきませんけれども、そういうような政策になってまいりますと、先ほどの百貨店の規制あるいは生協及び農協の員外利用の規制、こういうものと何かジレンマ、その目的がジレンマになってくるのじゃないか。と申しますのは、その協業化もできないような零細業、これは自然にも淘汰されてしまふ、こういうふうに思うのですが、どうでしょうか。

○影山政府委員 先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、零細企業対策といたしましていろいろな手段を用意いたしておるわけでございますが、特にまた小売り商業対策といたしまして、必ずしも協業化、厳密な意味の協業化だけを目的にしておるわけではございませんので、ボランタリーチェーンの制度あたりも、独立の小売店舗をかかえたまま居抜きのもとで合理化をやっていくにはどうしたらいいかというのを考えた結果の制度でございます。ボランタリーチェーンの制度あたりも、やはり零細企業がそれに参加したしめて、共同仕入れであるとか、あるいは共同の経営の合理化というところにつとめていく必要

があるというふうに考えるわけでございます。○岡本(富)委員 その問題については、もう少し突っ込んだところの質問をしたいと思っておりますが、次回に譲りたいと思います。

そこで、いま中小企業が一番困っておる問題は下請代金の問題なんです。これについて、公取が来ておりませんけれども、公取の力が非常に弱い。こういう面をいろいろ考えますれば、現在の通産省の思想と申しますか、また機構と申しますか、これは大企業と一緒に含んだ行政でありまして、中小企業対策に対しておのずから限界がきておる。大企業と中小企業と一緒にしたような行政でありまして、非常に中小企業に対するところの前向きな姿勢がとれないのではないかと、こういうふうに危惧する人もありますし、また、われわれも常にそういうふうに考えておる。要するに、現実の姿のところへまいりますと、通産省の現在のあり方、あるいは行政のあり方に対して非常に不信を抱く場合がある。それについて長官の、うじやない、あるいはまたこうだというような話をしていただきたい。

○影山政府委員 私自体が中小企業庁長官として通産省の中にありまして仕事をしておるわけでございますから、現在では私も中小企業対策は大いばりでいろいろ発言をし推進をいたしております。むしろ通産省の行政は今後は中小企業を中心とした業種別の行政になっていかなければいけないというくらいに私は考えて発言をしておるわけでございます。

○岡本(富)委員 長官大いばりだそうであります。が、全企業の九九・四%をかかえるところの中小企業です。これに対するところの国の予算はどうかでしよう。農林の予算に比べて十分の一、また石炭対策費、これからは大幅に下がっております。要するに、こういうことを考えますれば、大いばりでこの予算をつけてやっていると私は思えないのです。が、どうでしょうか長官。

○影山政府委員 農林予算との比較はよく出るわけでございますけれども、農林予算と申しますのは、

は、従来からも農山漁家と申しまして、家庭ぐるみの社会保障的な、社会政策的な見地からの行政が多いわけでございます。そういう点から補助金行政等にも力が注がれておりまして、したがって、予算も多くなっております。そういう点で、中小企業行政は、やはり企業でございますので、補助金を出すというよりも、金を融資に依存するという点が多いわけでございます。そういう点から申しまして、やはり一般会計予算と同時に、融資を前提といたしますところの財政投融資関係の金額も頭に入れて考えなければいけないわけでございます。まして、財政投融資等につきましては、むしろ農林省よりも多いというふうに私は考えておるわけでございます。そういうところを総合してものを考えなければいけないと思います。

○岡本(富)委員 その財投の金額あるいは予算、これについては次の事業団のときに私は質問したいと思っております。いずれにしましても、昨年の一般会計の〇・六八%、コンマ以下しか中小企業に対しては予算が取れてない。それに対して、長官は、中小企業に対するところのいまの予算というものの対しても国の姿勢というものは大いばりで間違いないのだ、こういうふうに言い切れますか。それについて明確に……。

○影山政府委員 私どもは、たとえば中小企業高度化資金等につきましては、四十一年度八十一億の予算を計上したわけでございますが、なかなかこういう制度に乗ってこない、あるいはわれわれの指導の至りません点もございまして、使い切れないような例もあるわけでございます。そこで今度中小企業振興事業団を御審議願っておるわけでございますが、そういう点で啓蒙、指導とあわせて、できるだけそういうものを消化をしていく方向も考えておりますので、今後は必要資金が出て、必要な予算がございしますれば、ひとつ大臣にもお願いいたしまして、また使い得る予算をますます増額をしていきたいと思っております。

○岡本(富)委員 大いばりで中小企業は間違いない、こういうふうにおっしゃっておると伺っている、どうですか。——それはそれとして、そうではないと私は思う。たとえば、この前の工場団地の一番最初やりました船橋の状態を調べましても、三十九年の不況で大企業は倒産した、そのあたりを食って、結論から言いますと、いまの鉄工団地を見ますと、船橋の実態を見ますと、中の人がどんどん入れかわってある。名目はその当時の出資者あるいはまた指定を受けた人になつておりますけれども、中はどんどん入れかわつておるのです。また木材関係の、木工関係のほうを見ましても、全然使わずに、材木の置き場になつておる。この一つ一つを検討しますと、もう時間がありませから、結論から言いますと、いよいよ企業を動かしてやりかけたときに、運転資金を設備に使つてしまつて、あと運転資金に困つておるわけです。それに対して、この保証協会、県にも申し込んだ。そうすると、大体向こうの辺の風評では、団地企業をやつておる人には金を貸すな、こういうふうな風評が飛んだというのです。そのために倒産をしたといふんですか、その企業が脱落していく人たちがいふんあらわれているわけです。またこの金属組合の組合長といふ人が組合長となつて交渉しておる。こういう面を見ますれば、ほんとうに現在の中小企業対策について、長官が大いばりで完全無欠にやつておるのだ、またこんなにはたかさんの予算も取つてやつておるのだ、こういうふうには私は言えないと思ふのですが、その点についてどうですか。

○影山政府委員 通産省の中での地位、中小企業対策をやつておる者の地位を言つたわけでございまして、完全無欠の対策をやつておるから大いばりだといふところまでまだいってないわけでございます。団地等につきましても、問題点があることは、先生御指摘のように、承知いたしておるわけでございまして、団地をつくりましたあとでアフターケアもしてあげなければいけないというところが重要なわけでありまして、今度振興事業団をつくりました趣旨も、そういう点のアフターケアもひとつ十分やつてあげようという趣旨からこれを設立予定をいたしておるわけでございすので、御了承をお願いしたいと思います。

○岡本(富)委員 結論をいたしまして、この中小企業信用保険につきましても、三十三年に三十億、四十二年には四百二十八億、これくらいふえておると申しますけれども、中小企業の現在の姿を見て、四百二十八億くらい予算でこの信用保険制度が完全に行けるとは思わない。したがつて、もつともつとたかさんの予算を取つて、そしてこの倒産を防ぎ、またりつぱに中小企業を育成してもらいたい。これを最後に大臣にお願いしたいと思ひますが、どうでしょう。

○菅野国務大臣 いままで中小企業に対していろいろ政府がやつたことについて、成績が十分あつていないといふことについての御指摘がありましたが、それはそういう場合も私はあると思ひます。事業を始めて間もない事例、ケースが多いのでありますからして、したがひまして、政府自身もふなれな点があるし、またこれを利用する人もふなれな点があるといふようなことなどから、うまいかぬい場合があると思ひますが、しかし今後はそういうようなこともいろいろ考慮いたしまして、中小企業振興事業団といふものを設けて、より完全にひとつこの中小企業対策をやりたいたいというふうに考えておる次第でございます。したがひまして、信用保険のほうの問題にいたしても、またいろいろ従来あつた信用保険法の一部を改正して、そして今度も御審議をお願いしておるのであります。それでやつてみて、まだ資金もこれでは足らぬといふことであれば、また今後の実績に顧みて考えてみたい、こう思ふのであります。最初はずり出しでありますからして、したがひまして、どれだけ信用保険を利用していたか、またわれわれのほうも、ほんとうにこれだけは利用できるという確信もないわけでありまして、今後はこの実績によつて、こ

れが資金などが足らなければもつとふやすというふうに考えていきたい、こう思つております。

○岡本(富)委員 いま大臣の答弁をいただきましたが、どうか影山長官が大いばりでいけるように、ひとつ最後に要求いたしまして、質問を終わります。

○島村委員長 小山市二君。

○小山(省)委員 ただいま審議が行なわれております信用保険法につきましては、もう各委員から熱心に問題点が指摘され、詳細な質疑応答もあつたやうでございますので、重複するような面もございまして、私はごく簡単に二、三の点について大臣並びに長官に御意見を承りたいと思ふのであります。

御承知のように、日本の金融機関というものは、中小企業につきましてもはきわめて理解が乏しいと申して私は差しつかえない。したがひまして、円滑な金融をはかるという意味におきまして、補完制度といふものがきわめて必要であるといふふうに私も考えております。こういう要請にこたえて、地方の自治体が保証協会を設立いたしました、この問題の解決に当たつたわけでございしますが、何と申しまして、限られた地方財源の中で、そうした保証協会の行なうわけでありまして、勢いその保証協会の行なう考え方、方針においてもあるいは実際の仕事の面においても相当まちまちであらう。たとえば保証料の問題においても、先ほど来指摘をされておりますやうに、相当違つた保証料において行なわれておる。こういう実績から見まして、また枯渇せる地方財政の現状から見て、できるだけ公平な角度において保証業務を行なうといふたてまえから、できれば保証公庫が地方におきます保証協会のやうな業務を一括して踏襲して、統一のある保証業務を行なうといふことは不可能な問題であらうか。いま各方面からだいが機構の簡素化といふやうなことも言われております。また、保証業務の公平化といふ立場等のいろいろな面から総合して、保険公庫がこれらの保証協会の吸収合併をしてその業務

を行なわせるという、いわゆる保険公庫の強化策といふものはもう検討されていい時期に来ておるのではなからうかという感じは実は持つておるのでございます。これに対してひとつ大臣の保証業務という問題に対する御見解をこの際明らかにしていただきたいと思います。

○菅野国務大臣 この信用保証業務というものは、私のことを言うてはなんです、私が大阪市役所時代に設けた制度が全国で最初だと思つております。大阪市といふものは中小企業の本場でございますので、この信用保証業務といふものをやるべきだといふことでやつたのであります。それがその後順次今日全国的に広がつてきております。大阪府もやつております。そういうことで、私自身がこの信用保証業務といふことについては非常に関心を持つておるものであります。これが先ほどいろいろ御指摘がありましたが、これと、各府県によつて保証料も違つておるといふこと自体は決して合理的ではないと私は思ふ。したがひまして、大体自主的の運営といふことを認めて今日まで来ておりますが、しかし、政府が債務保証する場合は多いのでありますからして、この点については全国的にこれを統一する、あるいはこれについて何か全国的な運営をするように指導していくといふことが必要になつてきたのではないかと、こゝろ私自身思つております。

○小山(省)委員 確かに公庫が設立されません過程においては、やはりそれぞれ地方自治体が独自の考え方の上立つて中小企業対策の一環としてこの保証業務を強化してきた、その功績、その実績といふものはわれわれは高く評価するのにはふさかではないわけですが、しかし、今日保険公庫が相当保証の率も引き上げ、再保険の率を引き上げておる過程におきましていろいろ問題が指摘されておるといふことは、それだけ都道府県の負担といふものは軽くなつておるはずですが、したがつて、相当保証業務の進展を見なければならぬはずだと私は思ふのでありますが、従来の保証協会

の考え方から一歩も前進をしておらない。私はこういう立場を考えてみますと、やはり国において十分これらの仕事を一元的に取り扱うという機構強化をはかる必要性というものを今日の段階においては痛感しておるわけです。どうかひとつ今後の中小企業対策の一環として、この問題を十分御検討をいただきたいということを特にこの機会にお願いを申し上げておきたいと思うわけです。

それから、ちよつと私矛盾したように考えておるのは、この保証協会は、それぞれ都道府県から融資基金——もちろん保険公庫も同様なことをしております。元来保証協会は、その損失に対しては都道府県が全面的に保証しておる、さらに、保険公庫が保険契約をかけておる、そういう中において相当の融資基金を金融機関に出さなければ保険業務、保証業務というものが円滑に拡大をされていかないと考えておるわけです。また、年々この信用保険公庫においても、そういう考え方、何か基金をふやしてやらなければ保証業務は拡大できないのだ、こういう考え方になっておるわけです。この考え方に対して長官はどういうふうにお考えになっておるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 保証協会の保証は、やはり地方自治の精神ののちりまして、県がまずてこ入れをするということから始まっておるわけでございます。そのために、県のほうでも制度的に何がしかの予算を計上いたしまして、それを保証協会を通じて、銀行に預託して、できるだけ中小企業者に保証すべき融資ができるようにという趣旨での制度をつくつたわけでありまして。こういう点は、やはり国あるいは保険公庫を通じての融資基金だけでなく問題が解決しない不十分な点も多々いわけでございますので、県からのそういう制度も、今後ともますます拡充をしていただきたい、むしろそういうふうにお考えをしております。

○小山(省)委員 金融機関は保証協会によって保証されるということは、自分自身の問題にとつて非常にプラスになると思う。それなのに、ある程度

度の基金を積んでもらわなければ、そういう行為を積極的に行なわれないという考え方に私は一つの矛盾を感じるわけでありまして。自分自身が安全な行為になぜそれほど積極的にならぬのか。要するに、保証をしなくともある程度融資ができるものを無理におれのほうは保証協会を利用してやるのだというむしろ恩恵がましい考え方を金融機関が持つておるから、基金を相当積み重ねればわれわれはこの制度を活用しない、こういう考え方が相当金融機関の中にあるのではないかと。ですから、相当の基金を要求する、その要求が受け入れられなければ保証行為はそう積極的に支持しない、こういう結果になっておるように思うのであります。けれども、これらに対する金融機関の指導という面について、従来中小企業庁ではどういう考えを持って指導しておられるか、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

○影山政府委員 保証すべき融資でございますので、金融機関としては絶対安全な融資でございますので、文句なしに金融をして下さるものなものであります。私も全くと先生御指摘のとおり考えておるわけでありまして、ただ金融機関のビヘービアというものがどうもいろいろ問題があるわけでございます。現実の点におきましてはなかなかそういうふうな喜んでいないということでございます。私も私どもといたしまして、大蔵省とも一緒にになりまして、保証すべき融資についての推進につきましまして、あるいは保証料すべきのものについては金利をそれだけ引き下げるというふうなことにつきましまして、機会あるごとに銀行を指導いたしておるような次第でございます。

○小山(省)委員 私は二つの方法があると思うのです。それだけ安全性が高い融資ですから、その融資については多少金利の上に差をつけるか、そうでなければ保証料の一部を金融機関が負担する、自分たちの安全のために犠牲を払つてこういう行為をしてくれる別の機関があるわけですから、その機関の維持費の一部を負担するということが、私は当然な行為だろうというふうにお考え

おります。そういう面のもう少し積極的な指導を中小企業庁がひとつ強力に行なつてもらいたい。そして利用者負担が軽減されるように考えていただきたいと思ひます。

それから、保証協会が担保をとるという行為ですが、元来担保力があれば、保証協会に保証をお願いしなくても、当然金融機関が融資をしてくれるはずで、しかも、その担保をとる行為というものが、今日保証をする上において常識となつておる、基本的な考え方になつておる。保証協会の任務からいって少し矛盾したような感じを持つわけですが、将来この保証協会が担保を徴収するという行為について何らかの形で規制をする、ひとつできるだけ無担保において保証をする、こういう方針に保証の基本的な考え方を統一するという御意思があるかどうか、その点をひとつお尋ねしておきます。

○影山政府委員 考え方といたしましては、先生御指摘の点に全く同感であるわけでございます。ただ、現実の問題といたしましては、保証協会の経営基盤の問題等もございまして、全部担保を徴求しないというわけに現在ではまいつていないのが残念な点でございますけれども、制度的には先生御承知のように、無担保無証人、それから無担保保険は担保はとらない、そういう制度を推進してまいつてきておるわけでございます。それと同時に、やはり現実の問題といたしまして担保供給の実情は、徴求が件数で一九%、金額で三八%というふうな思つたよりも低いわけでございます。

先生御指摘の線に沿ひまして今後とも指導していきたい、そういうふうにお考えをしております。

○小山(省)委員 元来が信用力が乏しい、あるいは担保力が乏しい、こういうたてまえに立つた人が保証協会にかわつて保証してもらつたわけですから、私は原則が無担保であるべきだと思ひます。しかし、本人が多少でも担保を持つておるとするならば、それを徴収することを禁ずる必要はないと思ひますが、元来が、保証行為を行なつたてまえがそこに考え方を置かなければならないと私は思ひます。

です。相当の担保があるとすれば、なぜ金融機関がその担保をとつて貸し付けをしないのか、むしろ金融機関の肩がわりのな仕事を保証協会が行なつておる。保証協会に担保をとらしておる。金融機関はそういう一切の事務的な行為まで省けてしまつたわけですから、本来金融機関自身が担保をとつて貸し付けすべきそういう一切の義務的行為を保証協会に肩がわりされておるといふならば、金融機関がそれだけなまけておるといふか、ずるい考え方、融資を行なつておるといふことになるわけですが、私はこういう面は見の及してはならぬと思ひます。今日金融機関が非常な利益を得ているという反面に、私はそういう公益性に富む協会が金融機関の肩がわりの行為まで引き受けるというふうなことは一考を要する問題だと思ひます。今後の保証業務を行なう上において、原則として担保のないというふうなものが保証の対象になるのだ、こういう考え方の上に立つてひとつ十分強力な指導をしていただきたいと思ひます。その問題についてもう一度長官から重ねて明快な考え方を承つておきたいと思ひます。

○影山政府委員 先生御指摘の方向で強力に指導をいたしたいと思ひます。中小企業者の信用力が乏しくて、通常では金融機関がなかなか信用してくれないというところに問題があるわけでございます。そういう点の補完及び金融機関のビヘービアの変更、助成ということにつきましても、今後大いに努力していくつもりでございます。

○小山(省)委員 時間もありませんので、私、一応これで質疑を打ち切りたいと思ひますが、どうかひとつ保証業務の強化についてはなお一段と御留意願ひまして、全国の業界からそのような苦情の出ないような当局の善処方を重ねてお願いしたいと思ひます。

○島村委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 私は質問ではなく、むしろ要望と確認をいたしたいと思ひます。実は昨日の中村委員の質問に関連をいたしまし



て、大臣中座のあと政務次官と長官に申し上げたのですが、法律をつくるときに重要な要件を政令あるいは省令にゆだねる、こういう行き方に対しては前から私は批判をいたしておりました。実は五十一国会において、本法律の改正案と臨時措置法のときにも同じことを申し上げておるので、その議事録の一部を読んでみますと、これは臨時措置法の関連制度に対する政府の態度といえますが、法で定めるべきものを政府裁量、すなわち、政令、省令に委任したところが多い、こういうところに関連して言ったのですが、「私は次の機会において——そのころはあなたは」この「あなた」というのは山本さんのことを指しておるのですが、「もうかわつておるかもしれないが、中小企業庁の法案に対しては全部けちをつけると断言します。再検討しますかどうか。」と聞いておるのです。それに対して山本さんは、「先生の強い御要望の線に沿ひまして、実情を見て必ずこれは検討して、実際に役に立つ法律にいたしたい、かように考えます。」と、こう答えておりました。さらに重要なものに対して政令、省令に委任することについての問題につきまして、法制局も私と同じような意見を肯定しております。

そこで、この件について申し上げますが、実は本法律、すなわち信用保険法の第二条で、その対象になる中小企業の範囲を政令で定めておるので、これはいままでの法律でもまああることです。次の第三条の二で、この資格要件を政令で定めておる。きのう中村委員が盛んに、住民税の問題につきまして、完納を条件としておるといふことにつきまして、いろいろと質問をしております。それに関連して言つたわけですが、このような法律をつくりまして、その法律の適用を受けるか受けないかという一番大事な資格要件を省令にゆだねるといふようなことは、私はいつも言うことですが、行政の立法に対する侵害である、このように考えておるわけです。したがって、いま直ちに省令にゆだねることを改正せよとかあるいはこの法律自体を改めよとは

申しません。しかし、今後いろいろの法律立案のときに重要なことを政令なり省令にゆだねるということは、法を無視した態度だと思ふのです。そのことについてもう一度強く私は要望いたします。

きのうは政務次官と長官に申し上げましたが、大臣からもはつきりした考え方を聞いておきまして、今後出てくる法律に対して、私はその点に十分目をつけていきたい。ことに中小企業関係につきましては、そういうふうな運用の妙ということもあらうと思ひますが、省令委任ということが多過ぎる。したがって、法律ではいかにも中小企業のためを考えておりますというふうな法律の出し方をしておるが、実際の面になると、省令なり政令、ことに通産省令によつて締められておつて、窓口に行つたら断られるということが多いのです。今後立法にあつて、きょうは法制局を呼んでおりませんが、十分に考えてもらいたいと思ひますが、その点をもう一度確認をいたします。

○菅野国務大臣 いま田中委員が述べられた重要な事項はやはり法律の案文の中に入れるべきだという御意見は、私も全く同じ考えです。でありますから、今後の法律制定については、われわれその趣旨を体してやつていきたいと存じます。これは法制局との関係において、こういう法律をみなつくつておるのでありますから、法制局ともその点はよく話し合つてやつていきたいと存じております。

○田中(武)委員 大臣がそうおっしゃるならそれでよろしいですが、もう一度申し上げますと、この信用保険法に關しても、中小企業の範囲を定めるところは、第二条の定義において、政令に一部委任しておる。三条の二において無担保の融資を受けるものの資格要件、これが通産省令に委任せられておる。範囲と資格要件のどちらが重要かといふことはさておきまして、そういう行き方については、与党の諸君もどうですか、私は中小企業庁の法律だけではないけれども、そういう重要なことを

を政令なり省令というふうな行政権にゆだねることは全く反対です。これは与党の諸君も含めて、行政の立法に対する挑戦、侵害である、侵犯である、こういうふうにして申し上げて終わります。

○島村委員長 おはかりいたします。

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

○島村委員長 これより討論に入るであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○島村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○島村委員長 この際、鴨田宗一君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 ただいま議決されました本法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の付保限度額の引上げ、他種

保険との併用及び具備すべき要件の緩和について、速やかに改善を図るよう努めること。

二、中小企業向け長期安定資金の確保を図るための必要な制度について検討すること。

三、信用保証協会の保証率の引下げ及び保証能力を拡大するため、融資基金、保険準備基金等の増額を図ること。

四、中小企業者に対する金利負担を軽減するため、保証付き借入れの金利引下げについて必要な指導を行ふこと。

五、災害、産地地域及び倒産関連保証のてん補率を引上げるよう検討すること。

以上が案文でございます。

第一点は特別小口保険についてありますが、現在、特別小口保険は付保限度額五十万円で、他種保険との併用は認められず、しかも保証を受ける場合の具備すべき要件として、資金の使途、対象企業者、一年以上の居住要件、住民税の所得割りの完納といった制約があるために、当然対象とならなければならない零細企業者が対象になり得ないのが実情であります。たとえば、身体障害者が健全な経営を行なつてゐる場合に、社会保障的見地から市町村住民税については減免の扱いを受けているが、一方本制度では、住民割りを完納していなければ保証しないといった矛盾が生じるのであります。

また、特別小口保険の付保限度額の引き上げ、他種保険との併用、具備すべき要件につきましては、第五十一回国会において、当委員会が検討すべきであるとの附帯決議を付しましたが、いまだ実現されてない点は遺憾であります。

したがって、特別小口保険につきましては、真の零細企業対策という見地から、零細企業が本制度を利用し、健全な発展ができるよう付保限度額の引き上げ、他種保険との併用及び具備すべき要件については、すみやかに改善をはかるよう努力すべきことを要請いたします。

第二点は、中小企業向け長期安定資金について

であります。

現在、中小企業者にとって必要なものは、長期安定資金であるといつても過言ではありません。したがういまして、中小企業者に対する三年以上の資金について保証協会が保証する制度を新たに検討すべきであります。

第三点は、信用保証協会の保証料率の引き下げ及び保証能力の拡大についてであります。

保証料率はまだ各保証協会においてまちまちであり、安いところで日歩三厘、高いところで日歩四厘九毛となっておりますが、今後は融資基金、保険準備基金、出資金等の増額をはかり、保証料率の引き下げをはかるとともに、保証協会の能力を拡大して中小企業者の利用に応ずべきであります。

第四点は、中小企業者に対する金利負担の軽減についてであります。担保力、信用力があつて一般市中銀行より金融を受ける場合と、信用保証協会の保証つき借り入れの場合を比較してみますと、保証つき借り入れのほうが金利が高つくのであります。これは一般市中銀行の金利のほかに保証協会に日歩四厘程度の保証料を納めなければならぬからであります。金利と保証料により借り入れ負担が過重となっております。

したがって、保証つき借り入れについては、保証料に見合う程度の金利を一般市中銀行が引き下げて、中小企業者の金利負担を軽減するよう指導すべきであります。

第五点は、災害、産炭地域及び倒産関連保証のてん補率の引き上げについてであります。

従来まで災害、産炭地域の場合の保証は、てん補率が一般より一〇%高い八〇%となつておりましたが、今回の改正により無担保保険が恒久化せられ、災害等の場合同じの八〇%となりました。したがって、災害、産炭地域、倒産関連保証については、その性格からして、てん補率を引き上げるよう検討すべきであります。

以上決議案の要旨について簡単に御説明をいたしました。何とぞ各委員の御賛同をお願い申し上げます。提案説明を終わります。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動機に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野国務大臣 ただいま御決議なさいました附帯決議を尊重いたしまして、善処することを申し上げます。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 次回は、明後十六日金曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十九分散会

昭和四十二年六月二十日印刷

昭和四十二年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局